

長い間住みなれた土地で、
安心した生活をいつまでも送れるように

塩竈市震災復興計画 (概要版)



塩竈市

復興計画の基本理念・基本的な考え方・基本的な方針・復興基本計画

基本理念

長い間住みなれた土地で、
安心した生活をいつまでも送れるように

そのために・・・

- 1 生活基盤の再生、多様な担い手の連携による地域社会の構築
- 2 安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進
- 3 基幹産業、商工業、観光業の再生・復興、地域経済の活性化

基本的な考え方

- (1) 復興計画期間 概ね10年間（前期5か年、後期5か年）
- (2) 復旧にとどまらず復興へ
- (3) 生活再建を最優先とする復興

基本的な方針

住まいと暮らしの再建

- ①被災住宅の再建支援
- ②雇用の維持・確保
- ③被災者への経済的支援
- ④公的サービス等の復興・再構築

安全な地域づくり

- ①安全・安心な市街地、居住環境の再整備
- ②公共施設等の復興
- ③都市基盤・機能の復旧・復興
- ④津波被害地区の復興

産業・経済の復興

- ①基幹産業の再建・復興
- ②商工業の再建・復興と観光振興
- ③国・県に対する新たな支援制度創設の要請

放射能問題に対する取り組み

- ①安全・安心な市民生活の確保、産業復興に向けた放射能対策

浦戸地区の復興

- ①被災住宅の再建支援
- ②生活基盤等の復興
- ③産業の再建

復興基本計画

- ①安全に暮らせる住宅の再建
- ②地域ぐるみの子育て支援体制の強化
- ③ともに支え合う見守り体制の強化
- ④児童・生徒の心のケアと学習環境の早期復旧
- ⑤生涯学習環境の復旧と震災被害の後世への伝承

- ①災害に強いまちづくりの推進
- ②公共施設の早期復旧と震災対応力の強化、整備促進
- ③情報インフラの強化

- ①水産業・水産加工業の再生・復興
- ②港湾機能の強化促進
- ③市民生活を支える商工業の再生・復興
- ④みなとまち塩竈を体感する観光の再生

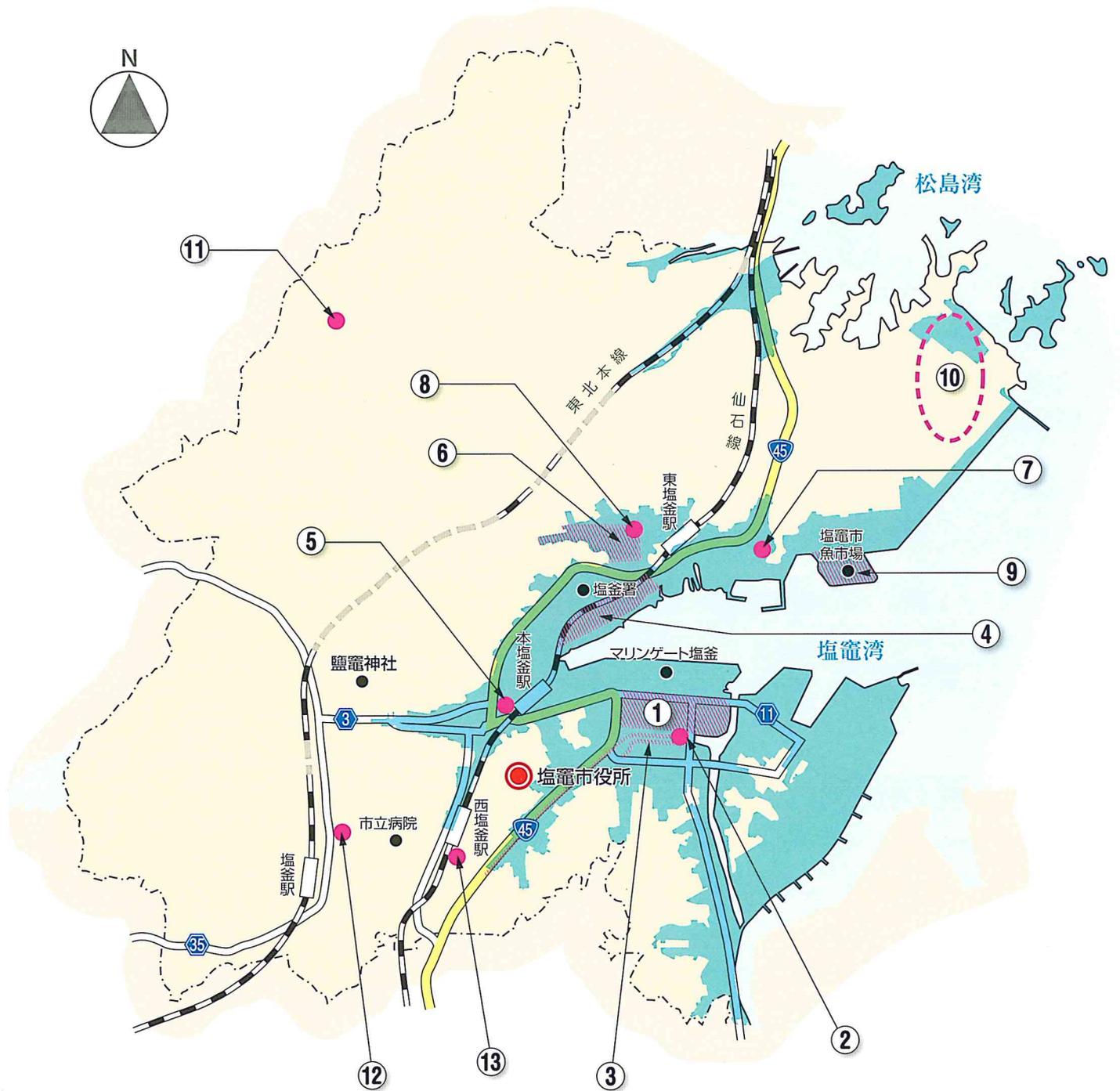
- ①安全・安心な市民生活の確保、産業復興に向けた放射能対策

- ①住宅とコミュニティの再建
- ②生活基盤の再生
- ③産業の再生

沿岸地区の復興のイメージ

| | 復興の方向性 | 具体的な取り組み |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 港町周辺地区 | 地盤沈下した地区内道路の高上げと沿道宅地の高上げを一体的に行うことなどにより、浸水・冠水被害を解消し、安心して住み続けることのできる居住環境の確保と防災性の向上を図る。 | ① 港町地区都市再生事業計画案作成事業 |
| | 港町、尾島町、新富町地区等の内水排除機能を強化するため、中央第2ポンプ場、中の島公園貯留池、中央第2貯留管を整備する。 | ② 津波浸水地区下水道整備調査事業 |
| | 中の島等、周辺地区の内水排除機能を強化するため、中央放流渠を整備する。 | ③ 津波浸水地区下水道整備調査事業 |
| 北浜地区 | 被災市街地復興土地区画整理事業を実施し、浸水・冠水被害の続く道路及び宅地の高上げを実施するなど、防災性の向上と職住近接型の土地利用を進め、新たな居住空間の形成を行う。 | ④ 北浜地区都市再生事業計画案作成事業 |
| 周辺地区 本塩釜駅前 | 海岸通地区における、被災地復興と中心市街地の活性化を推進するため、震災復興市街地再開発事業の支援としての事業計画作成費の助成を行う。 | ⑤ 海岸通地区震災復興市街地再開発事業 |
| 藤倉地区 | 都市計画道路新浜町杉の下線や被災市街地復興土地区画整理事業を実施することにより、地盤沈下により浸水・冠水被害の続く地区内道路及び宅地の高上げを面的に整備し、防災性の向上を図り、安心して住み続けられる良好な居住環境を確保する。 | ⑥ 藤倉地区都市再生事業計画案作成事業 |
| | 藤倉地区の内水排除機能を強化するため、藤倉雨水ポンプ場に雨水ポンプを増設する。 | ⑦ 津波浸水地区下水道整備調査事業 |
| | 藤倉地区の内水排除機能を強化するため、雨水幹線を整備する | ⑧ 藤倉二丁目地区下水道事業 |
| 新浜地区 | 魚市場を核とした水産業の発展と、漁港背後地や周辺地区で展開される水産加工業全体の復興を図るため、魚市場荷捌所整備にあわせて、関連する付帯施設の整備を行う。 | ⑨ 塩竈市魚市場整備事業 |
| | 本市の基幹産業である水産加工業が復旧復興を遂げて雇用と経済活動の推進力を取り戻すため、市の復興計画に基づく水産加工場や冷蔵庫等の整備について支援をする。 | ⑩ 塩竈市水産加工業施設整備等支援事業 |
| その他の地区 | 今次津波及び地震により住宅を失った方々のうち、仮設住宅期間満了後、住宅の自力再建が困難な市民を対象として、高台地域に低廉な家賃で入居でき、安心して住み続けられる災害公営住宅を整備する。 | ⑪ 伊保石地区災害公営住宅整備事業 ⑫ 石堂地区災害公営住宅整備事業 ⑬ 錦町地区災害公営住宅整備事業 |

沿岸地区の復興のイメージ図

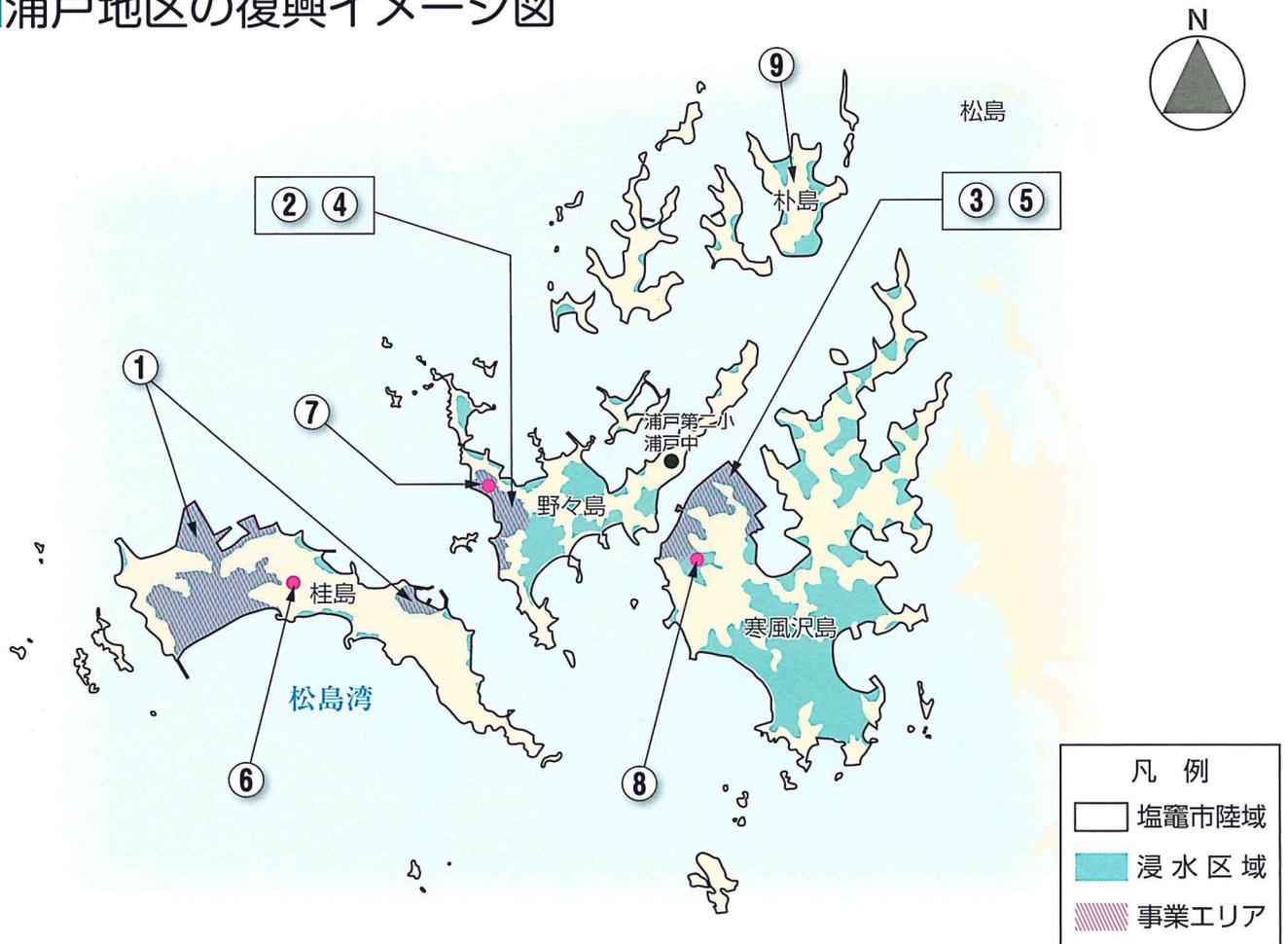


| 凡例 | |
|----|-------|
| | 塩竈市陸域 |
| | 浸水区域 |
| | 事業エリア |

浦戸地区の復興のイメージ

| | 復興の方向性 | 具体的な取り組み |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浦戸地区 | 今次地震・津波による建物被害や地盤沈下により、生活環境の悪化が顕著になっている現状に対応するため集落環境を改善し、良好な居住環境の確保と防災機能の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 桂島地区漁業集落防災機能強化事業 ② 野々島地区漁業集落防災機能強化事業 ③ 寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業 |
| | 浅海養殖漁業の拠点となる漁港岸壁の災害復旧事業の実施に合わせ、震災により沈下した漁港用地等の嵩上げ整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 野々島地区漁港施設機能強化事業 ⑤ 寒風沢地区漁港施設機能強化事業 |
| | 今次津波及び地震により住宅を失った被災者のうち、仮設住宅期間満了後、住宅の自力再建が困難な市民を対象として、高台地域に低廉な家賃で入居でき、安心して住み続けられる災害公営住宅を整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 桂島地区災害公営住宅整備事業 ⑦ 野々島地区災害公営住宅整備事業 ⑧ 寒風沢地区災害公営住宅整備事業 |
| | 今次地震・津波による建物被害や地盤沈下により、集落活動の維持が困難となっている現状に対応するため、地盤の嵩上げによる冠水対策や不良住宅及び狭隘道路等の解消とともに集合住宅等を整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 朴島地区小規模住宅改良事業 |

浦戸地区の復興イメージ図



復興特区制度による優遇制度（税制の特例）

復興特区制度では、復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者に対し、税制上の特例措置を適用することができます。

塩竈市では、「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」と「千賀の浦観光推進特区」の2つの特区により、塩竈市内の復興産業集積区域において対象事業要件に該当する事業を行う企業が、税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

1 税制上の特例措置

(1)~(3)はいずれかの選択適用です。

(1) 新規法人の再投資等準備金積立額の損金算入（新規立地促進税制）

復興産業集積区域内に新設された法人は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。

(2) 新たに取得した事業用設備等の特別償却又は税額控除

平成28年3月31日までの間に、復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除の特例が受けられます。

(3) 被災者の雇用にかかる法人税の特別控除

平成28年3月31日までに指定を受けた法人が、指定を受けた日から5年間の間、復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者に対する給与等支給額の10%を法人税額の20%を限度として税額控除できます。

(4) 研究開発用減価償却資産の特別償却・税額控除

平成28年3月31日までに復興産業集積区域において、指定を受けた法人が取得等した開発研究用減価償却資産について、即時償却できるとともに、12%の税額控除が受けられます。

(5) 地方税の課税免除

復興産業集積区域内において、施設や設備の新設又は増設を行った場合（上記国税の特例のうち、(1)・(2)・(4)のいずれかの特例の指定を受けた場合）の、次の地方税の課税免除又は不均一課税を検討中です。

法人事業税（県税）

・ 不動産取得税（県税）

・ 固定資産税（市税）

2 対象となる事業

塩竈市の復興産業集積区域において、産業集積業種の一覧に該当する事業者が行う雇用の確保に寄与する事業（新たに事業用設備を取得して事業の用に供した場合や、被災者の雇用を維持した場合など）

3 受付窓口

◆ 指定申請、事業実施報告の窓口

→塩竈市産業環境部商工港湾課（022-364-1124・022-364-1145）

◆ 復興特区全般についての問い合わせ先

→塩竈市市民総務部政策課（022-364-1111）

4 復興特区の詳しい資料

塩竈市のホームページからダウンロードできます。

●塩竈市のホームページ → 暮らしのイベント → しごと・産業 → 復興特区（税制上の特例）

特例対象業種

民間投資促進特区（ものづくり産業版）（平成24年2月9日認定）

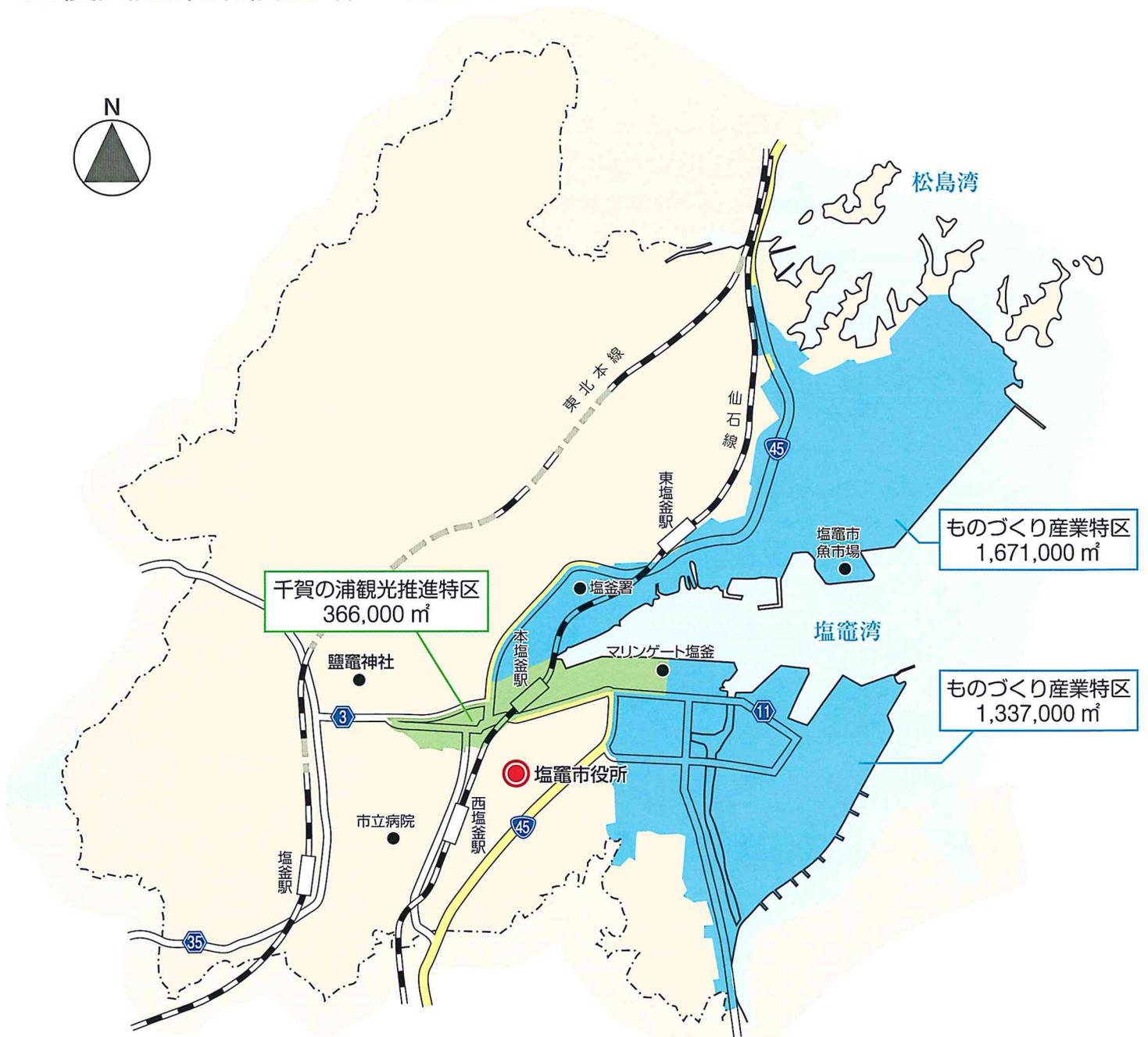
- ◆09食品製造業 ◆10飲料・たばこ・飼料製造業（105たばこ製造業者を除く） ◆11繊維工業 ◆12木材・木製品製造業 ◆13家具・装備品製造業 ◆14パルプ・紙・紙加工品 ◆15印刷・同関連業 ◆16化学工業（161化学肥料製造業、1624塩製造業、1692農薬製造業を除く） ◆171石油精製業（藻類から精製するもの） ◆18プラスチック製品製造業 ◆19ゴム製品製造業 ◆21窯業・土石製品製造業 ◆22鉄鋼業 ◆23非鉄金属製造業 ◆24金属製品製造業 ◆25はん用機械器具製造業 ◆26生産用機械器具製造業 ◆27業務用機械器具製造業 ◆28電子部品・デバイス・電子回路製造業 ◆29電気機械器具製造業 ◆30情報通信機械器具製造業 ◆31輸送用機械器具製造業 ◆32その他の製造業（323時計・同部品製造業に限る） ◆44道路貨物運送業 ◆47倉庫業 ◆48運輸に付帯するサービス業（ただし、484梱包業に限る） ◆50各種商品卸売業 ◆52飲食料品卸売業 ◆53建築材料、鉱物・金属材料卸売業 ◆54機械器具卸売業 ◆71学術・開発研究機関

千賀の浦観光推進特区（平成24年3月23日認定）

- ◆45水運業（4531港湾旅客海運業に限る） ◆58飲食料品小売業 ◆75宿泊業 ◆76飲食店（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く） ◆80娯楽業（8093遊漁船業に限る） ◆82その他の教育、学習支援業（8214水族館に限る）

※番号及び項目名は、日本標準産業分類に基づいたものです。

復興産業集積区域の地図



計画の推進にあたって

塩竈市震災復興計画

東日本大震災により被災した市民の暮らしとまちの復旧・復興に向けて、その理念及び基本的な考え方を明らかにするものであるとともに、目指す目標や取り組むべき施策、事業等を示すものです。

今後、計画に基づいて本市の復興に本格的に取り組みながら「第5次塩竈市長期総合計画」や「塩竈市震災復興計画」に掲げた『まちづくりの目標』や『目指す都市像』の実現を目指します。

■推進体制

計画を推進するにあたり、市は復興の中心的な役割の責務を果たしながら、様々な主体との連携強化や調整を図り、計画を早急に推進します。

推進体制のイメージ図



■復興特区制度などの活用

国による規制・手続きの特例や財源措置を盛り込んだ復興特区制度などを最大限に活用し、財源の確保を図るとともに、柔軟な発想によって生活再建や産業振興などに取り組みます。

■進行管理

事業実施にあたっては、被害の状況を踏まえた目標や実施期間などを明確にするとともに事後評価を行い、それらについて公表するなど進行管理に努め計画を着実に実施します。

本計画に関して
ご不明点等のお問い合わせは
こちら▶

編集・発行 塩竈市 震災復興推進局 復興推進課

住 所：〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

T E L：022-364-1111

E-mail：fukkou@city.shiogama.miyagi.jp

U R L：http://www.city.shiogama.miyagi.jp/